

下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会設置要綱

(設置)

第1条 下関医療圏における持続可能な医療提供体制を実現するにあたり、基礎自治体として取組むべき事項について専門的な意見及び提言を得るため、下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、第7次山口県保健医療計画及び下関医療圏地域医療構想調整会議の議論を踏まえて、次に掲げる事項について、市に対して意見を述べ、提言することができる。

- (1) 地域医療の確保に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 基幹病院のあり方に関すること。
- (3) その他地域医療の確保に関して必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会の委員は7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 医療機関の再編に関する有識者
- (2) 医療人材の育成に関する有識者
- (3) 公的病院等の経営に関する有識者
- (4) 医療崩壊地域の再生に関する有識者
- (5) 下関市の医療に関する有識者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 検討会の目的を達し、検討会を解散する場合には、第1項の規定に関わらず、委員を解任されたものとみなす。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、市長が指名する。

2 会長は、検討会の議事進行を行い、議論の喚起を促し、円滑に会が進められるよう努めるものとする。

3 会長に事故がある場合は、あらかじめ市長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 検討会の開催は、委員の半数以上が出席できるよう努めるものとする。

3 市長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 委員がやむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 検討会は原則公開とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、下関市保健部地域医療課において処理する。

(情報の取扱い)

第8条 検討会は、所有する情報に関して患者・家族、医療従事者等のプライバシーを最大限尊重しなければならない。

2 検討会の委員並びに庶務担当者は職務上知りえた情報のうち、前項にかかる部分については第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 その他検討会の運営に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

下関市地域医療の確保に関する外部有識者検討会 委員名簿
(平成30年5月18日現在)

(委員は五十音順、敬称略)

氏名	所属
あだち ともかず 足立 智和	丹波新聞社編集部記者 県立柏原病院の小児科を守る会 支援者 (兵庫県)
いせき ともとし 伊関 友伸	城西大学経営学部教授 総務省 地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会 構成員
きのした たけし 木下 毅	下関市医師会会長
ふじわら ひさよし 藤原 久義	兵庫県立尼崎総合医療センター名誉院長 兵庫県参与 (ひょうご人生100年時代プロジェクト推進担当)
や の みちたみ 矢野 右人	国立病院機構長崎医療センター名誉院長
よしむら まなぶ 吉村 学	宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座教授